

里山再生モデル事業中間とりまとめ

令和 2 年 1 月 24 日

復興庁

農林水産省

環境省

1. 背景・現状

- 平成 28 年 3 月に復興庁・農林水産省・環境省でとりまとめた「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住民が身近に利用してきた住居周辺の里山の再生（住民が安心して利用できるような環境づくり）を進めるための取組の一環として、里山再生モデル事業（以下「モデル事業」という。）を実施しているところ。
- モデル事業は、避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域にある福島県内の 17 市町村を対象地域として、市町村の要望を踏まえ選定した 14 のモデル地区（各市町村 1 か所）において、概ね 3 年間にわたり住民の安全・安心の確保に資する取組である除染・森林整備・線量測定を組み合わせ実施している。
- 今年度を目途にその成果等を取りまとめ、的確な対策の実施に反映することとしているところ、福島県等から、とりまとめ後の里山の再生に係る取組の継続が要望されている。
- また、令和元年 12 月 20 日に閣議決定された『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針』において、復興・創生期間後も「里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、里山の再生に向けた取組を引き続き実施」することが盛り込まれているところである。
- これらを踏まえ、現時点におけるモデル事業の結果を整理し、その効果を評価することで成果等を取りまとめ、今後の対策の方向性について検討した。

2. モデル事業のこれまでの成果

現時点では、14 地区のうち 6 地区において事業の結果が概ね整理できており、その成果等を次のとおりとりまとめた。

（1）各構成事業の成果

①除染

- ・森林の土壌流出や地力低下等を避ける観点から、堆積物除去や残渣除去の手法により除染を実施した。
- ・除染を実施した箇所の空間線量率は、概ね、放射性セシウムの物理学的減衰を上回る低減がみられた。また、低減率には、約 2.9%（物理学的減衰 0.7%）～

約 41%（同 4.5%）と幅がみられた。

- ・低減率が特に低かったケースは、モデル事業実施前に除染を実施済みであったため低減効果が限定的であったこと、低減率が特に高かったケースは、平坦な広がりのある場所で土壌流出のおそれがないため強度の残渣除去が可能であったこと、といった事情が考えられる。

②森林整備

- ・間伐、作業道作設、丸太筋工の設置等を実施した。
- ・下層植生の繁茂等による表土流出の抑制や景観の改善による散策に適した森林空間への変化など、森林の公益的機能の向上が図られた。
- ・今回の森林整備によって、地域の雇用が生まれ、林業活動の継続が図られた。

③線量測定

- ・空間線量率のメッシュ測定・歩行サーベイ、作業者の個人被ばく線量測定等を実施した。
- ・線量測定により、モデル地区の場所ごとの放射線量や立ち入る際の目安となる個人被ばく線量の把握が可能となった。

（２）モデル事業としての成果

- ・間伐と並行して除染を行った結果、住民が安心して立ち入れる環境となり、ほだ場としての利活用が進んでいるケースや、景観を悪くする草木の除去や整理によって散策路周辺の景観が改善されたことなどにより安全・安心・快適に散策できる空間へと変化した結果、周辺住民が犬の散歩に利用するなど既に利用が再開しているケース、間伐等により整備され林内が明るくなった結果、保育園児の散策コースとして活用されるなど安全・安心に散策できる森林空間に変化したケースが確認されている。
- ・同一の里山において構成事業を組み合わせる実施することによって、住民による利活用の促進が図られていることから、総合的に見れば里山の再生に寄与していると考えられる。

3. モデル事業のこれまでの課題

モデル事業は、上述のとおり総合的に見れば里山の再生に寄与していると考えられるが、その一方で、事業を実施するなかで以下の課題等もみられる。

（１）対象地域について

- ・福島県内の森林の放射線量は、時間とともに低減してきているものの、放射線量が高い森林がモデル事業の対象である 17 市町村以外にも残存している。
- ・市町村によって森林の放射線量や森林整備の状況は異なり、また、モデル事業による放射線量の低減を引き続き求めている市町村もある一方で、今後は間伐等の森林整備を優先する意向の市町村もあるなど、里山の再生に係る要望について、差異がある。

(2) 事業内容について

- モデル事業は除染・森林整備・線量測定の3つの事業を組み合わせ実施してきたが、あるモデル地区では森林整備が既に行き届いており、間伐が必要な場所が限定された。また、あるモデル地区では放射線量が既に低いレベルになっており、除染の対象となる場所が限定された。このように、3つ全ての事業の実施が必ずしも必要とされないケースがあった。
- モデル事業は地元の要望を踏まえ選定したモデル地区において実施しているものであるが、モデル事業の実施によって散策等に適した環境になったものの、散策に使われていた橋が崩壊したままになっているなど、管理が十分に行われていないことにより、現時点では住民の利用の促進に結びついていないケースがあった。
- モデル事業による放射線量の低減の程度について、市町村との認識の共有が必ずしも十分でなかったため、地元が期待していた程には線量が下がらないことについて不満を示されるケースがあった。

(3) 実施体制について

- 福島県から、国直轄事業も含め要望のとりまとめ、事前確認及び連絡調整等を行う旨の提案がなされた。
- モデル事業は、各省庁の既存の予算を組み合わせ実施しているところ、事業の実施段階において、各事業主体間の情報共有や連絡調整が緊密に行われていないという指摘があるなど、連携体制の確保が十分でないケースがあった。

(4) 実施期間について

- モデル地区の選定以降、除染・森林整備・線量測定のそれぞれについて、実施内容や実施箇所に係る市町村との調整・各事業間の施工重複排除の調整を図る必要があったため、実際の実施には相応の時間を要し、3年間かかるケースもあった。

4. モデル事業の成果・課題等を踏まえた今後の対策

(1) 総論

モデル事業の成果・課題等を踏まえた今後の福島の里山の再生に向けた対策の方向性は次のとおり。

- モデル事業は、総合的に見れば里山の再生に寄与していると考えられる。福島県は面積の約7割が森林となっており、モデル地区以外にも日常的に散策等で利用されていた里山が多数存在していると考えられることからすれば、引き続き里山の再生に向けた取組を継続していく必要がある。
- モデル事業においては、地元の要望を踏まえ、様々な様態の里山をモデル地区として選定し事業を実施しているところ、その結果から得られた知見をもとに、効果が見込める里山においてよりの確な形で実施していくことが重要である。

- このことから、モデル事業と同様に、住民が身近に利用してきた住居周辺の里山において、住民の安全・安心の確保に資する取組を当該里山の様態に合わせ組み合わせる形で実施するとともに、モデル事業においてみられた課題に対応し得るよう、実施内容等を充実することとする。
- 令和2年度から、「里山再生事業」として事業を開始することとする。

(2) 各論

「里山再生事業」の具体的な内容については、以下のとおり。

①対象地域

- 本事業は、避難指示区域又は汚染状況重点調査地域（既に解除された区域も含む。）のある福島県内の市町村を対象地域とする。
- 事業地の箇所数は、各市町村において複数箇所での実施も可能とする。

②事業内容

- 本事業の構成事業は、引き続き、除染・森林整備・線量測定とし、市町村の要望に応じて、このうちの2つ又は3つの構成事業を組み合わせる。また、市町村の要望に応じ、里山の再生に資する利用施設の修繕やリスクコミュニケーションの取組等に対する追加的な支援メニューを検討する。
- 本事業の実施に当たって次のとおり要件を設けることとする。
 - 1 事業効果を維持する観点から、事業実施後に住民等の利用及び地域の実情に応じた適切な管理が見込まれること
 - 2 実施する構成事業に効果（放射線量の低減、森林の公益的機能の向上等）が見込まれること
 - 3 対象とし得る里山（森林公園、遊歩道、キャンプ場等）の利用形態から見て、区域の設定が合理的であること

③実施体制

- 実施要望の調整に当たっては、福島県において、関係省庁と相談しながら、国直轄事業も含め要望のとりまとめ、事前確認及び連絡調整等を行う。
- 事業案の策定に当たっては、福島県は県全体の総合的視点及び本事業の実施要件等を踏まえ、各市町村の要望が適切な内容となるよう、指導助言を行う。
- 事業の実施に当たっては、関係省庁及び福島県は協議体を設置し、事業地の選定、事業内容及びスケジュール等の各事業実施主体間における情報共有を行うとともに、所要の連絡・調整を行う。

④実施期間

- 個々の事業地における本事業の実施期間は、概ね3年間とする。

以上